

正誤表

誤	正
1、25頁の上から5行目 1. 添付書類	・削除（以下、2～11までをそれぞれ若い数字にずらす）
2、25頁の下から14行目 定款の内および	定款の内および
3、27頁のAの2行目 （公益事業・収益事業については○参照）	・削除
4、31頁の1行目 図表9の	図表10の
5、39頁の9行目 設立認可に必要な書類を、	設立認可に必要な書類は、
6、62頁の2行目 解散の認可または認可の申請手続	・削除
7、74頁図表39の左欄の下から4行目 死体不自由児施設	肢体不自由児施設
8、92頁の15行目 一時預かり事業	②一時預かり事業
9、117頁の1行目 第4章第3項	第4章第4第3項
10、126頁の図表86 債券	債権
11、128頁の図表88の最終行から5行目 減価償却の方法減価償却の方法としては、	・減価償却の方法を削除
12、138頁の図表96	
$\frac{\text{退職給付引当金の算定}}{\text{退職給付引当金}} = \frac{\text{退職給付債務} - \text{年金資産}}{\text{退職給付債務} - \text{年金資産}} \quad (\ast 2)$	$\frac{\text{退職給付引当金の算定}}{\text{退職給付引当金}} = \frac{\text{退職給付債務} - \text{年金資産}}{\text{退職給付債務} - \text{年金資産}} \quad (\ast 2)$
13、142頁の図表98 （注2）重要性の原則の適用について	（注2）重要性の原則の適用について
14、148頁の図表104の内容欄の2ブロック目 継続企業を前提とした……準備期間を相当要する者	継続事業を前提とした……準備期間を相当要するもの
15、154頁の図表108の9行目 その他公益の増進に	その他公益の増進に寄与
16、157頁の図表110の最終行から4行目 イ 寄附金（所得金額の30%が上限）（5,000円）	イ 〔寄附金（所得金額の30%が上限）－（5,000円）〕
17、167頁のAの1行目 人税においては、	法人税においては、
18、191頁の21行目 「サービス活動による収益との差額を	「サービス活動による収益との差額」を